

堺市立光竜寺小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。本基本方針はいじめ防止対策推進法第 13 条の規定に基づき、本校の教育活動全般を通していじめの防止や早期発見、早期対応等について計画的に推進することを目的として策定するものであります。

1. いじめの定義

「いじめ」については法「いじめ防止条例推進法第2条」において以下のように定められています。

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得るものである」という事実を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくります。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通します。
- (3) いじめた子どもに対しては毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努めます。

3. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進します。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団作りに努めます。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深めます。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用します。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払います。
- (5) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図ります。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口（24 時間いじめ相談ダイヤル、子どもの人権 110 番、チャイルドラインなど）の周知徹底を行います。
- (7) 配慮が必要な児童については、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する指導等も行います。

※配慮が必要な児童とは

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・自然災害や国際紛争・戦争により転居・避難している児童など

- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深めます。
- (9) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図ります。
- (10) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることの大切さについて学ばせます。
- (11) 子どもの居場所づくりを進め、学ぶことに喜びを持つ授業や活動をすすめます。

4. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで多く発生しており、学校は全力で実態把握に努めます。

- (1) 子どもの中にいじめが起きていないかをよく確認します。（例：いじめ対応チェックリスト等）
- (2) 子どもの声に耳を傾けます。（例：アンケート調査、個別面談等）
- (3) 子どもの行動を注視します。（例：チェックリスト、ネットいじめ防止授業等）
- (4) 保護者と情報を共有します。（例：電話・家庭訪問、連絡帳、PTA の会議等）
- (5) 地域と日常的に連携します。（例：地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

『いじめアンケート調査の実施』

年3回（学期に1回）いじめアンケート調査」を実施します。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ「いじめアンケート調査」を実施し、早期に適切な対応を行います。

『いじめ相談窓口』

・堺市立光竜寺小学校

072-251-2032

・電話教育相談 ころろホーン

072-270-5561（24時間対応）

・子どもの人権110当番

0120-007-110（月～金 午前8時30分～午後5時15分）

・学校教育部生徒指導課

072-228-7436（月～金 午前9時～午後5時30分）

・ソフィア教育相談

072-270-8121（火～土 午前9時～午後5時30分）

・ふれあい教育相談

072-245-2527（火～土 午前9時～午後5時30分）

5. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときは、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざします。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行います。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応します。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たします。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせます。
- (5) いじめに係る行為が止んでいる、行為が止んでいる状態が少なくとも 3 か月間継続している、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態であっても当該児童を継続して見守り、保護者とも継続して見守り、保護者とも継続的な連絡を行います。
- (6) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努めます。
- (7) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求めます。

6. 「いじめ総合対策委員会」の設置および研修の実施

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、人権主担、養護教諭、学年代表を構成員とし、「いじめ総合対策委員会」を設置します。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努めます。

『いじめに対する措置』

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「いじめ総合対策委員会」に直ちに情報を共有し、本委員会は会議録を作成します。
 - (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
 - (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとります。
 - (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家にも参加を依頼し対応します。
- また、いじめ問題への対応として「いじめ防止」をテーマにした研修を実施します。

7. 重大事案について

『重大事案への対応』

重大事態の認知後、（児童または保護者からの申し立てがあった場合も含む）教育委員会に速やかに報告を行うとともに、本委員会が調査機関として、事実確認等徹底した調査に努めます。進捗状況、調査結果についても教育委員会に迅速に報告します。

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

8. ネット上のトラブル対応について

携帯電話・スマートフォンなどの普及に伴い、メールやネットを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、高学年を対象にネットいじめ防止授業等を実施し、ネット上のトラブルの未然防止に努めます。なお、保護者に対してもこれらについての理解を求めます。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知します。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに北堺警察署に通報し、適切に援助を求めます。

9. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 悪ふざけや遊びの様子などから、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。（傍観者への対応）
- (5) いじめをはやしたてたりするなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。（観衆への対応）
- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえ、改善に取り組むこと。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標を設定し目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等について評価されるよう、留意すること。